

米国国内裁判所のスーダン長老教会事件とキオベル事件に見る国際法上の企業責任

著者	稲角 光恵
雑誌名	金沢法学 = Kanazawa Law Review
巻	53
号	2
ページ	99-121
発行年	2011-03-07
URL	http://hdl.handle.net/2297/27686

米国内裁判所のスーダン長老教会事件と キオベル事件に見る国際法上の企業責任

稲角光恵

- 一 はじめに
- 二 外国人不法行為請求法と国際法
- 三 スーダン長老教会対タリスマン・エナジー会社事件
 - 1 事実背景
 - 2 地方裁判所判決
 - (1) 二〇〇三年判決
 - (2) 二〇〇五年判決
 - 3 連邦裁判所判決と連邦最高裁判所の決定
- 四 キオベル対石油会社事件(二〇一〇年九月二十七日判決)
 - 1 事実背景
 - 2 多数意見
 - (1) 慣習国際法を基準として判断
 - (2) 企業責任は慣習国際法規範ではない
 - 3 リーヴアル判事の意見
 - 4 リーヴアル判事の意見に対する多数意見からの反駁
- 五 おわりに——二つの判決から見る企業責任

一 はじめに

国際法上の犯罪について個人の責任を追及する法とシステムが国際法上構築される中、企業の責任についての議論も高まっている。国際法に反する犯罪や人権侵害について、企業は国際法上責任を負うか。そもそも国際法上、企業の責任という概念は存在するのであるか。経済のグローバル化に伴い、多数国間企業が国境を越えた活躍の場を広げて社会活動に大きな役割を果たす中、企業責任の有無が問題とされ注目を集めている。そこで、本稿では、国際法上の企業責任の概念を理解する一助として、米国の国内裁判所において企業責任について判示した事件の中から二つを取り上げ、対比させて紹介する。二つの事件とは、スーダン長老教会対タリスマン・エナジー会社事件 (Presbyterian Church of Sudan v. Talisman Energy, Inc.)、以下、スーダン長老教会事件) と、キオベル対オランダ石油会社事件 (Kioibel v. Royal Dutch Petroleum Co.)、以下、キオベル事件) である。前者の事件については、国際法上の企業責任の法理を認定した下級審判決を中心に、後者は同法理の存在を否定した二〇一〇年の第二巡回区裁判所判決を中心に紹介することにより、米国内でも国際法上企業が責任を負いうるか判断が分かれていることを指摘する。両事件とも、米国の国内法である外国人不法行為請求法に基づき提訴された事件である。そこで、次章で外国人不法行為請求法と先例を簡単に説明して両事件に共通する法基盤を紹介した上で、それぞれの事件を検討する。

二 外国人不法行為請求法と国際法

スーダン長老教会事件とキオベル事件を検討する前に、両事件に共通の基盤として外国人不法行為請求法につい

て説明する。同法の規定態様を見ることにより、なぜ国際法上の企業責任の法理の検証を目的とする本稿が、米国内裁判所が判示した事件を検討するのが理解されよう。すなわち、外国人不法行為請求法の適用においては慣習国際法の認定を行うことが必要とされるため、米国内裁判所が慣習国際法の内容について判断を行っている点を理解するためである。

外国人不法行為請求法 (Alien Tort Claim Act 又は Alien Tort Statute)¹ は、米国の国内法であり、一七八九年に制定された管轄権規定である。同法は一九八〇年にフィラルティガ事件 (Filartiga v. Pena-Irala) において援用条件が詳述されることにより注目を集めた。同法に基づき、戦争犯罪及び人道に対する罪といった「人類の敵 (*hostis humani generis*)」と称されうる慣習国際法や米国批准の条約の違反について、外国人によつて提起された訴訟を扱う管轄権を米国内裁判所が行使している。フィラルティガ事件以降、同法に基づき米国では様々な事件が提起されている。同法は独裁政下などで国内救済の道が困難なため絶望していた者達にとつての希望となり、外国において行われた拷問などの人権侵害の被害者達が民事救済を求めて米国内裁判所を頼り判断を求める事件が続出したのである。

一九八〇年代と九〇年代、外国人不法行為請求法に基づく訴訟が多数提起されたが、法人企業が被告として提訴されはじめたのは、一九九七年以降のことである。同法は、原告適格 (外国人であること) と訴訟原因 (国際法の違反行為) については明文で定めつつ、訴訟対象とされる被告の資格については条件を明文で定めていない。この点、米国最高裁判所は、ソーサ事件 (Sosa v. Alvarez-Machain 事件、二〇〇四年六月判決)³ において、「被告が企業又は個人といった私人である場合」には、違反の責任が国際法の範疇であるか否かを十分に検討するよう注意を促したのであるが、被告の適格条件の詳細は明らかにしていない。外国人不法行為請求法の下、誰を相手として訴訟提起できるのであろうか。

本稿は、国際法上の企業責任の法理について明確にする一助として、米国の外国人不法行為請求法の下で企業が訴えられることができるかという問題に注目する。外国人不法行為請求法は、上述したように米国の一国内法ではあるが、訴訟原因を国際法の違反に限定していることから、同法に基づく訴訟は国際法に従って判断するという立場を米国内裁判所は採用している。本稿で紹介する事件も、慣習国際法において企業責任の概念が確立しているか否かを争点としている。そのため、同法に基づく訴訟は、国内裁判所の判例とはいえず、国際法に関する理解の表明として注目されるのである。なお、米国の裁判所は、慣習国際法の地位を獲得するためには、ある規範が「特定かつ普遍的かつ義務的」でなければならぬとの認定基準を採用している。本稿では企業の責任に関わる国際法の有無及び内容に焦点をあてて判例を検討するため、事件背景の詳細や米国内法や管轄権等の論点についての分析は他稿に譲る。

三 スーダン長老教会対タリスマン・エナジー会社事件

次に本章では、スーダン長老教会対タリスマン・エナジー会社事件 (Presbyterian Church of Sudan v. Talisman Energy) を紹介する。本件は法人企業が国際法上の主体として国際法違反の責任を負うことを米国地方裁判所が認めた点で注目される。しかし、後に控訴審の連邦裁判所では事実立証が不十分であることを理由に原告敗訴し、最高裁は理由を示すことなく事件を棄却していることから、後述のキオベル事件との関係も論争を招いているのである。

1 事実背景

本件は、スーダンの長老教会をはじめとする南スーダンの現地住民及び元住民が、スーダン政府及び現地で活動していた法人を訴えたものである。スーダン政府は裁判に参加しておらず、現地で活動していた法人であるタリスマン・エネジー会社 (Talisman Energy) が被告となつて争われた事件である。被告のタリスマン・エナジー会社は、カナダ最大の石油及びガスの開発及び生産に携わる会社である。同社による南スーダン地方の石油採掘を促進し安全性を確保する目的で、スーダン政府軍は同社施設周辺の住民を強制移動させた。その過程で、教会の破壊など暴力行為が行われた。原告は、被告のタリスマン・エナジー会社とスーダン政府によって行われた行為の結果として、集団殺害犯罪、人道に対する罪、及びその他の国際法違反の被害を被つたと主張している。企業に対する集団訴訟である本件は、二〇〇一年に提訴された後、二〇〇三年及び二〇〇五年六月一三日に米国地方裁判所 (ニューヨーク南地区) が被告の動議を却下して企業に対しても提訴可能である点を認めたが、二〇〇六年九月の連邦の下級審裁判所と二〇〇九年一〇月二日に控訴裁判所で事件棄却の判断が下された。その後、審議の場は米国の最高裁判所に移される。しかし、米国最高裁判所は後述のキオバル事件判決後の二〇一〇年一〇月四日、理由を示すことなく原告の訴えを棄却したのである。このようにスーダン長老教会事件では、地方裁判所において企業責任の概念について肯定された後、連邦裁判所で審理継続が否定された経緯がある。特に企業責任の概念を肯定した地方裁判所の判決に注目し紹介する。

2 地方裁判所判決

(1) 二〇〇三年判決

スーダン長老教会事件の二〇〇三年の判決 (以下、二〇〇三年判決)⁶ は、慣習国際法上、強行規範 (ユス・コーゲンス) の違反について企業に責任を負わせようと判示し、国際法は、幫助及び教唆 (aiding and abetting) や共謀

(conspiracy) といった責任理論を認めていると判断したのである。その理由として、二〇〇三年判決は、外国人不法行為請求法に基づき企業が訴えられた多数の先例の存在を挙げている。これまで第二巡回区裁判所は国際法上企業が責任を問われないことを理由として管轄権の欠如を認定したことがない点を挙げている。他の巡回区裁判所や地方裁判所も企業を被告とした事件を取り扱ってきた。連邦裁判所も同様に国際法上企業に責任が問えないとする判決を下してはいない。また、二〇〇三年判決は、ニュルンベルグ国際軍事裁判所の諸判決や、多様な国際条約と国連安保理決議、欧州司法裁判所の判決なども証拠として挙げた。

(2) 二〇〇五年判決

二〇〇三年判決を不服として、被告のタリスマン・エネジー会社は、企業責任の法理が慣習法上確立していないとして再審理を求めたが、二〇〇五年六月一三日、地方裁判所は、二〇〇三年判決を踏襲した判決（以下、二〇〇五年判決⁷）を下したのである。以下で二〇〇五年判決を見てみよう。

被告は、原告が訴訟の根拠としている①重大な人権侵害についての企業責任の概念、及び②重大な人権侵害の幫助及び教唆もしくは共謀といった二次的責任の概念の、①と②のいずれも新たに先例となった最高裁判所判決と第二巡回区裁判所の判決により示された基準に従うならば慣習国際法上確立しているとする十分な証拠がないと主張した。すなわち、二〇〇三年判決が強行規範違反について企業も国際法上責任を負うると判示した点について、被告は、二〇〇三年判決後に判示された最高裁判所のソーサ事件（二〇〇四年判決）と、第二巡回区裁判所のフロレス事件（*Flores v. Southern Peru Copper Corp.*）が外国人不法行為請求法の下で許容される訴訟を限定したと解し、二〇〇三年判決の判断は誤りであると新たに判明したと主張したのである。被告はフロレス事件を引用した後、いかなる条約も国際法廷の判決も人権侵害について企業に責任を課したことがないことから、国際法は企業責任の

概念を包含していないと主張した。他方、②の犯罪の幫助や共謀といった二次的責任の概念については、旧ユーゴ国際刑事裁判所（ICTY）やルワンダ国際刑事裁判所（ICTR）において同概念が認められているとしても、両裁判所とも特別な状況において創造された法廷であるため、慣習国際法を反映していないと被告は主張したのである。

このような被告の主張に対して、二〇〇五年判決において裁判所は、被告の主張は十分な立証を欠くとして認めなかった。まず①の企業責任の概念については、二〇〇三年判決後に出た諸判決も、国際法上の企業責任を肯定した二〇〇三年判決の結論を否定するとは解釈されないと裁判所は述べた。逆に、被告が論拠としていたフロレス事件も、被告が企業であることを理由として管轄権が消滅する可能性に言及していなかった点が指摘されている。また、最高裁判所判決でさえ、特定の規範の違反が「被告が企業といった私人である場合」には国際法上の法的責任を発生させるか注意して検討する必要があると言及することにより、国際慣習法上の企業責任の存在を明示的に示したのだと二〇〇五年判決は述べた。¹⁰

二〇〇五年判決は、慣習法の認定方法について国際司法裁判所（ICJ）のニカラグア事件を引用した上で、慣習国際法規則の存在の認定については、諸国の行為が一般的に当該規則に合致しており、当該規則と矛盾する国家行為が、規則違反として一般的に取り扱われていることで十分であるとした。¹¹旧ユーゴ国際刑事裁判所規程及びブルワンダ国際刑事裁判所規程に企業の刑事責任が定められていない点を企業責任の概念の国際法上の不存在の根拠として被告は挙げているが、これらの裁判所規程は企業ではなく自然人によって犯された惨劇の状況に対処すべく作成されたものである。「被告の主張は、内陸国が批准していないから海洋法は慣習法ではないと主張するようなものである」と裁判所は皮肉った。

慣習国際法規則の内容を確認する最も明白な手段は、国家実行の一部として、慣習規則を基礎として政府機関が

主張を行う場合、競争する利益を有する諸国が当該主張に異議申し立てしているか否か、諸事例を検討する方法であると裁判所は述べた。¹² 強行規範違反についての企業責任に関する国家実行を見出す上で自然な場合は、そのような違反について外国企業に対して一国の司法が管轄権を主張している諸事件であろう。例えば、外国人不法行為請求法の事件の中でも他国の利害関心に関わる事件では、外国から異議申し立てが行われることは珍しくない。実際、本件においても、カナダ政府は、スーダンで発生した事態についてカナダの企業に対して米国が域外管轄権を主張することの外交政策上の意味について政治的懸念を示す文書を、米国外務省を通じて裁判所に提出している。しかしながら、カナダ政府は、強行規範違反について企業責任を慣習国際法が定めているという理論に対しては、反対意見を表明していない。集団殺害犯罪又はその他の類似の惨劇の犯罪について、そのような行為を行う又は幫助する企業は国際法違反ではないとの主張を国が披露して、自国籍企業に対する管轄権行使に国が反対した例を、被告は挙げる事ができなかった。この国家実行の証拠と、二〇〇三年判決が既に詳細に検討した事項を考慮するならば、国際法上の企業責任に関する被告の動議は否定されなければならないと裁判所は結論している。¹³

次に裁判所は、②の二次的責任に関する国際法についての審議を行った。被告は、国際法上、幫助及び教唆や共謀といった二次的責任の概念は十分に確立していないと主張した。旧ユーゴ国際刑事裁判所とルワンダ国際刑事裁判所は、地域的にも時間的にも管轄権が制限されていることから慣習国際法の新しい規則を創造する権限がないと被告は主張して、これら国際法廷における幫助等に関する二次責任の判例は、国際法上の責任概念の証拠とはならないと主張した。また、国際刑事裁判所（ICC）は、国連加盟國中、約百カ国の批准を得ているにすぎず、米国民も批准していないことから、国際刑事裁判所規程を二次的責任概念が国際法上確立している証拠の一部と二〇〇三年判決がみなしたことは誤りであると被告は批判したのである。

これに対して二〇〇五年判決は、旧ユーゴ国際刑事裁判所とルワンダ国際刑事裁判所は慣習国際法の新しい規範

を創造しないが、現行の慣習国際法の違反を宣言する特別な役割を果たしており、慣習国際法規範の意味内容について説得力ある根拠を見出す上で極めて有益でもあると評価している。¹⁴ また、米国も含めて複数の国々が批准していない国際刑事裁判所規程が証拠とはなりえないとする被告の主張に対しては、ジェノサイド条約を例に挙げ、ジェノサイド条約が一三三カ国しか加盟国がないとしても慣習国際法上すべての諸国に拘束力あることについて疑いはないとの例を挙げて裁判所は反駁した。¹⁵

また、被告は幫助及び教唆の法的責任について、例えば責任認定基準としての犯罪行為 (*actus reus*) についての論争など、旧ユーゴ国際刑事裁判所及びルワンダ国際刑事裁判所の判例が異なる見解を示している様相から、国際法上の概念として確定していないと主張した。これに対して裁判所は、慣習国際法の内容の詳細について争いがあることは驚きではなく、そのような論争の存在は、慣習国際法原則の基盤を構成する中核的な原則に異論を唱えるものとは解されないとして、被告の主張を退けたのであった。¹⁶

以上のようにスーダン長老教会事件の地方裁判所判決は、国際法上の企業責任の概念を肯定したのである。これは、先例¹⁷とも合致する判断であった。

3 連邦裁判所判決と最高裁判所判決

前節で紹介したように、本件では、慣習国際法上、企業に責任を問いうることを認定した判決を地方裁判所が下していた。このように訴訟の管轄権に関わる争い面では原告に有利な判決が下されていたのであるが、その後、上級裁判所では原告が敗訴する。二〇〇六年九月一二日、裁判所は原告敗訴の判決を下した。¹⁸ 原告の上訴を受けて、二〇〇九年一〇月二日、第二巡回区上訴裁判所は、カナダの会社が政府の不法行為を幫助する目的でスーダン政府に対して多大な援助を行ったという証拠の欠如により、被告に対して責任を負わせることはできないと結論し、¹⁹ 下

級審の連邦裁判所判決を支持したのであった。

連邦裁判所は、タリスマン・エナジー会社が集団殺害罪、戦争犯罪及び人道に対する罪を幫助し教唆したと外国人不法行為請求法の下で主張するためには、国際法に従い、以下のことが立証されなければならないとした。立証条件とは、①主犯が国際法に違反したこと、②被告が当該違反を知っていること、③被告が違反を援助する意図をもって行動したこと、すなわち、被告が当該違反を援助するために特に行動したこと、④被告の行為が犯罪遂行の成功に大きく寄与したこと、⑤被告が自らの行為が当該違反を援助したことを認識していること、である。²⁰

本稿の観点から注目したいのは、二〇〇九年の判決では、上記の立証条件に基づき審理が行われ、企業が国際法上責任を負いうるかという点は論点とされていない点である。すなわち、事実の立証不足を根拠に原告の主張を否定しているのであり、二〇〇九年判決は国際法上の企業責任の法理を否定したものではないと解されるのである。

このように、スーダン長老教会事件では、全体として企業責任の概念を肯定した判例と解釈され分類されつつ、同事件が最高裁に託されていた最中、キオベル事件判決では同概念が否定されたのであった。キオベル事件判決を受けて、本件で最高裁がどのような判断を下すか、実務家も学者も注視し見守っていたのである。しかし、二〇一〇年一〇月四日、最高裁判所は、二〇〇九年判決の見直しを求める原告の動議に対して意見を述べることなく棄却したのであった。はたして国際法上企業責任の概念は確立しているのか否か、米国内で混乱が生じているのである。

四 キオベル事件

次にキオベル事件 (Kobel vs. Royal Dutch Petroleum) の二〇一〇年の判決を見てみよう。本件は、外国人不法行為請求法が対象とするのは自然人に限定され、法人は被告となりえないと判示したことで注目を集めている。本

判決により、法人を被告として提起されている他の多くの事件が追従して管轄権を否定されることが予想され、大きな影響を及ぼすと考えられる。

1 事実背景

キオベル事件は、ナイジェリアの市民達が、オランダ、イギリス及びナイジェリアの企業を相手として提起した民事訴訟である。本件は、オランダのオランダ石油会社 (Royal Dutch Petroleum Company) と、イギリスのシェル会社 (Shell Transport and Trading Company PLC) と、ナイジェリアのシェル会社 (Shell Petroleum Development Company of Nigeria Ltd) の、三つの法人を被告としている。

訴訟の背景には、ナイジェリアのオゴニ地域における石油採掘に反対する住民運動がある。原告の主張によれば、オゴニ地域での石油採掘が環境に悪影響を与えることを理由として住民が反対活動を組織したところ、一九九三年、被告の企業はオゴニ地域の反対を抑圧するため、ナイジェリア政府に支援を求めた。その結果、一九九三年から一九九四年の間、ナイジェリア軍隊は被告企業の援助の下、オゴニ住民に対して攻撃を行い、多数の人権侵害を犯たとされている。オゴニ住民を逮捕し、射殺し、強姦し、財産を略奪し破壊したのはナイジェリア軍隊であるが、軍の行為を補助し教唆した責任が被告の企業にあると原告は主張したのである。これらの会社は、ナイジェリア軍に対して、移動手段を提供し、攻撃基地として所有地が使用されることを許可し、食糧を提供し、報酬を支払ってきたのであり、政府による犯罪行為に加担した責任をこれら企業が負うべきであると原告は主張したのである。原告は、被告企業が①殺人、②人道に対する罪、③拷問又は、残虐、非人道的かつ品位を傷つける取り扱い、④恣意的な逮捕及び拘禁、⑤生命、自由、安全及び結社の権利の侵害、⑥強制追放、⑦器物損壊といった犯罪の、これら①から⑦の補助及び教唆、又は共謀を行ったとして提訴したのである。

原告は二〇〇二年九月に提訴したが、その後何度か訴状の訂正を試みている。これに対して被告側は、最高裁判所のソーサ事件により判示された条件に該当しないと主張として事件の棄却を求めた。被告の動議を受けて、二〇〇六年九月、地方裁判所は、原告の主張の一部を却下し、上記の訴因の①、⑤、⑥、⑦を認めず、上記②③④の訴因のみ継続を認める判断を下した。二〇〇八年三月、管轄権の欠如を理由に却下を求める被告の主張が認められたが、その決定の再審を求める動議が後に二〇〇九年一月に認められた。しかし、二〇一〇年六月、米国地方裁判所は原告の訴えを却下したのである。

キオベル事件には、原告弁護士側がモデルとしていた先例があつた。ウイワ対シエル事件 (*Wiva vs. Shell*) である。ウイワ事件は、一九九五年に死刑に処せられたナイジェリアの活動家の遺族を含む集団によって、シエル会社を相手として米国裁判所に提起された事件である。原告は、シエル会社が、一九九〇年代にナイジェリアの軍事政権に資金及び戦術的支援の供与を通じて協力したことにより、ナイジェリアのオゴニ地域において犯された人道に対する罪及び人権侵害の共犯 (*complicit*) となつたと主張したのである。キオベル事件の審理中、ウイワ事件については二〇〇九年六月、一五〇〇万ドルで和解合意されたのであつた。しかし、ウイワ事件に続いて成功するかと思われたキオベル事件は、二〇一〇年六月に地方裁判所判決が事件却下の判断を下した後、二〇一〇年九月の上訴審判決で、国際慣習法上の企業責任の概念が否定されるに至り、原告は企業に責任追及することができなくなったのである。以下で二〇一〇年九月の判決を検討する。

2 多数意見

二〇一〇年九月一七日、第二巡回区控訴裁判所 (*US Court of Appeals for the Second Circuit*) は、外国人不法行為請求法は国際法違反について企業を訴えることに用いられることはできないと判示したのである。²³ 本件において第

二巡回区の控訴裁判所は三名の判事で構成されていた。外国人不法行為請求法に基づく管轄権は、企業に対して提起された民事訴訟に及ぶか否かという争点について、判決は二対一で、自然人により犯された国際法侵害についてのみ米国裁判所は管轄権を有するとした。裁判所は、外国人不法行為請求法の事後的管轄権は慣習国際法により定義されており、「国際法違反の個人責任に関する原則は、当初から、自然人に限定されている。企業のような法人ではない。」と結論したのである。判決の論拠は、「いかなる国際法廷も国際法違反について企業責任を判示したことがない」という点に大きく依拠している。しかし、この判決理由に反対する個別意見がリーヴァル (Pierre Leval) 判事により呈されている。リーヴァル判事は、事件却下の結論には同意しつつも、逆に、いかなる法廷も企業が国際法違反について責任を負わされないと判示したことはない指摘し、企業責任の概念を否定した多数意見を批判する意見を表明している。まず以下で多数意見 (Chief Judge Jacobs, Judge Cabranes) を見てみよう。

(一) 慣習国際法を基準として判断

国内法に基づくならば、不法行為に対して企業責任が生じうることは長きにわたり認められているところであるが、外国人不法行為請求法は、米国内法又は他の国の国内法に基づき判断されるものではなく、国際法によって定義された犯罪を事後的管轄権としてことから、国内法を超越する検討を必要としている。国内法上で責任概念が承認されていたとしても、慣習国際法規範を形成するとは限らないことに裁判所は注意を喚起した。さらに、大多数の国又はすべての文明国において責任概念が存在したとしても、それが慣習国際法の一部であるということにはならない。このように、多数意見は、同法の基礎が国際法にあることを再確認し、慣習国際法上、企業責任の概念が普遍的に承認されているかを問題の焦点としたのである。

(2) 企業責任は慣習国際法規範ではない

第二次世界大戦以降、国際法の中でも特に人権に関わる分野において、個人の責任に関わる国際法が發展してきたが、国際法違反に対する個人責任の原則は、当初から、企業といった「法人」ではなく、自然人に限定されてきたと多数意見は強調している。なぜなら「国際犯罪のレベルにまで達するほどの凶悪な犯罪の人道的责任は、それを犯した個人の男女にのみある」からである。「国際法に反する犯罪は、抽象的な主体ではなく、人によって犯されるのであり、そのような犯罪を犯した個人を処罰することによってのみ、国際法規則が執行されるのである」と、ニュルンベルグ法廷の判決文を引用して個人責任の根拠を説明した。

ニュルンベルグ以降、新しい国際法廷が創造されたが、国際人権法の慣習法は、抽象的な主体ではなく、世界の諸国によって普遍的に認められた国際犯罪を犯した個人たる男女を対象とし続けている。当該原則は、国際刑事裁判所の設立により、最も明白にされている。国際刑事裁判所に対して企業やその他の法人に対して管轄権を与える条文案案が一九九八年のローマ会議で議論されたが、同案は明確に拒絶され、国際刑事裁判所の現規程は、国際法規範を侵害した個人の男女の処罰によって国際法規範を執行すべきとするニュルンベルグで設定された前提を踏襲していると多数意見は評価したのである。

国際法は、国際犯罪に対する企業の責任の概念を一貫して拒絶してきたのであり、いかなる国際法廷もこれまで国際法違反について企業に責任を負わしたことはないのである。したがって、企業を相手として原告が訴訟提起しており、原告が国際法違反の主張を立証するに至っていない以上、原告の主張は外国人不法行為請求法により設けられた制限された管轄権の範囲から外れると結論しなければならない。

なお、裁判所で検討対象とされている問題は、企業が外国人不法行為請求法に基づく訴訟から「免除」されるか否かというものではないと裁判所は強調している。問題をそのように理論構成すると、そもそも責任を課す規範が

存在すると不適切にみなすことになってしまふからである。問題は、ソーサ事件で最高裁判所が説明したように、「国際法が、企業又は個人といった私人が被告である場合に、その犯罪者に対して国際法が違反の責任の範疇にしているか否か」である。この点、国際法を見る限り、ニュルンベルグで最初に提起され我々が知る全ての国際法廷において繰り返されてきた法原則の存在がある。この法原則は、人権侵害の国際法（例えば慣習国際法）に反する犯罪は、企業といった法人に対してではなく、国家及び個人の男女に対して容疑を追及しうるといふものである。その結果、国際法は時として個人に対して違反の責任を追及しているが、国際法は、企業に対して責任の追及を拡大したことは一度もないのである。このようにキオベル事件二〇一〇年判決の多数意見は、国際法上の企業責任の概念自体を否定したのであった。

3 リーヴァル判事の意見

次にリーヴァル判事の個別意見を見てみよう。リーヴァル判事は、原告の主張を却下した多数意見の結論には賛成であるが、多数意見が論拠とした国際法上の企業責任の法理の否定に反対していたのである。

リーヴァル判事は、まず、多数意見の影響力を指摘することにより大いに批判している。多数意見は国際法と、国際法の基本的人権保護の保障に多大な被害をもたらすと批判している。多数意見が作り出した規則に従うならば、基本的人権の濫用を商業的に利用することにより利潤を得ている者は、凶悪な活動を、予め企業形態によって行うことに注意しておけば、その利益を被害者からの賠償請求からうまく隠すことができることになってしまふ。国際法の先例又は学説になんらの根拠を得ることなく、多数意見は企業が国際法上の対象ではないとの立場をとったのであり、それにより、基本的人権の侵害者が被害者に責任を持つことなく稼いだ利益を保持することを許しているのである。

企業である限り、ビジネスとして自由に奴隷を取引し利用でき、集団殺害を行い、独裁者のために政治的敵対者を収監する拷問監獄を運営し、又は海賊を行うといった行為を、被害者に対して民事責任を負うことなく今や実行できることになってしまふ。企業形態を採用することにより、被害者に対する民事責任からの免除を与えられ、企業体は、かつてのナチスの収容所やアルゼンチンの拷問室を運営するために雇われることが可能となる。基本的人権の侵害を通じて稼がれた利益を保護することにより、多数意見が作り出した規則は、人権を保護する国際法的目的と矛盾するのである。

外国人不法行為請求法の下では企業に雇用された者に対して賠償請求が認められるが、多数意見によれば、残虐行為を命令し利益を得た企業自体に対しては認められないことを意味する。しかしながら、多数意見が示した規則を支持する国際法の先例は存在しない。いかなる裁判所もそのような規則を承認したことも、そのような規則を反映した国際法廷が組織されたこともない。同様に多数意見を支持するような条約も学説も存在しない。今日に至るまで、多数意見のような理論は国際法上存在していなかったのである。

多数意見の議論は、国際的な刑事裁判機関が国際法違反行為について企業に刑事処罰を課す管轄権を有していないことを根拠として、国際法は企業を規律していないと結論づけている。しかしこの議論の理論は成立しない。なぜなら、国際刑事法廷は企業に刑事責任を課す管轄権を持たずに設立されてはいるが、これは民事賠償責任の有無とはなんら関係ないのである。

多数意見は、国際法違反について企業に民事責任を課す普遍的な慣行が諸国にないことは、国際法違反について企業が責任を問われないことを意味すると解している。この議論は非論理的であるとリーヴアル判事は批判している。国際法違反について民事責任を課すべきか否かについて、国際法は何ら態度を示すものではなく、各国の裁量に任せているのである。すなわち、国際人権法は禁止事項を定めているが、その規範の施行態様は各国に委ねられ

ている。米国は外国人不法行為請求法を通じて違反者に対して民事賠償責任を課すことを選択したのであり、違反者が自然人であるか企業であるかの区別は行っていない。国内裁判所は国際法違反の民事損害について自然人に対してのみ認定する自由があり企業に対してはできないとする多数意見の議論は、国際法上根拠がいばかりか、民事責任の問題について各国が個別に決定する余地を残した国際法の意図を無にしてしまうのである。

以上のように、外国人不法行為請求法を通じて施行される規範（例えば集団殺害罪、奴隷取引、戦争犯罪、海賊といった行為の国際法による禁止）が自然人にのみ適用され企業には適用がないとして訴訟からの免除を与えて犯罪行為を通じて得た利益を保持することを許す多数意見の結論を、国内法及び国際法のいかなる原則も支持しないとリーヴァル判事は強調したのであった。加えて、リーヴァル判事の意見の後半部分は、企業による犯罪の直接犯行と幫助の場合にどのような状況が生じるかを描写することにより、多数意見の理論が基本的な人権保護の国際法の目的に致命的な打撃を与える蓋然性が高いことを指摘して多数意見を批判している。このように国際法上の企業責任の概念を肯定しつつ、リーヴァル判事は事件の棄却に賛成している。それは、本件の事実認定において、原告が十分に犯罪を立証していないとの意見にあったからであった。

4 リーヴァル判事の意見に対する多数意見からの反駁

多数意見はリーヴァル判事の個別意見に対して反駁している。多数意見は、慣習国際法は、既存の規範の理論的延長に確立されているわけではなく、実際の実行によつてのみ確立していると認定している。実際の実行について見てみれば、裁判所は、企業に刑事責任を課した先例の欠如に大きく論拠を置き、「慣習国際法の規則として、企業の責任はいまだ普遍的な承認を得ていない」としたのである。以下でリーヴァル判事の意見に対する多数意見からの反論を見てみよう。

リーヴァル判事は、国際法のいかなる先例も多数意見の結論を支持する基礎がないと主張している。しかし外国人不法行為請求法では、先例で判示された基準に基づき「特定の、普遍的、かつ義務的」な国際規範を対象としている。その結果、慣習国際法規範の証明責任は、それを援用する側にあり、規範を立証する国際法根拠を欠く場合、外国人不法行為請求法の下で慣習国際法を基礎とする訴訟においては、そのような規範は適用されないとどまるのである。したがって、リーヴァル判事が主張するように、企業責任に関わる国際法根拠の欠如があつたとしても、その欠如は、我々多数意見の判決を実際には支持するのである。反対に、リーヴァル判事が提起する規則を支援するためには、企業責任を唱える国際法根拠が数個どころか規範が「普遍的」とみなされうるほどの多数必要とされる。人権に関わる慣習国際法上、いかなる企業もいかなる形態の責任の対象ともされてこなかつたのであるから、外国人不法行為請求法は、企業に対する訴訟について管轄権を与えていないこととなると多数意見は結論している。

国際法の違反について民事救済を制定するか否かが各国の裁量事項である点についてはリーヴァル判事に多数意見も賛成を表明した。米国はそれを外国人不法行為請求法によって行っている。しかし、同法は、誰が責任を負うかを明記していない。同法は、「国際法違反」についての責任とのみ明記しており、慣習国際法での責任の性質及び範囲の問題が残るのである。外国人不法行為請求法上で被告が責任を負うか否かは、被告が国際法上責任の対象であるか否かに依存している。慣習国際法上責任のない被告が、外国人不法行為請求法の下で責任を負うことは考えられないのであると多数意見はリーヴァル判事の意見に反論したのであつた。

五 おわりに——二つの判決から見る企業責任

本稿では、慣習国際法上の企業責任の法理を肯定したスーダン長老教会事件の判決と、否定したキオベル事件判決を対比させて紹介した。最後に終わりにかえて、この二つの判決の意義を三つの点に絞って述べる。第一に国際法上の企業責任の概念有無に関わる先例との関係について、第二にその認定方法について、第三に判決の影響力についてまとめる。

第一に先例との関係に注目してみよう。米国内裁判所においては、本稿で検討した事件以外にも、実は、企業が訴訟対象とされていることの妥当性が論点とされることなく外国人不法行為請求法に基づき企業責任が判断された先例が存在する。²³このように企業が責任を負いうることを前提とした先例が多数存在することを考えるならば、スーダン長老教会事件は先例に沿った判断を下したと言える。

なお、国際法違反の犯罪の帮助及び教唆又は共謀といった二次的責任について外国人不法行為請求法の下で審理可能であるかという問題については、国際法に基づき判断するか米国連邦法に基づき判断するか、裁判官の中でも意見が分かれていた先例判決があり、²⁴この点を明確化するため新立法を提案する学説も存在していた。²⁵この点、スーダン長老教会事件は国際法に準拠して判断した点が注目される。このようにスーダン長老教会事件は、国際法上、企業責任の法理が存在することを認め、かつ、帮助及び教唆又は共謀といった責任の概念が国際法上確立していることを認定して、本件について審理する管轄権があるとしつつ、事実認定において犯罪立証不十分として事件を棄却したのである。

キオベル事件はこの前提をひっくり返すものであった。キオベル事件は二次的責任の有無どころか、そもそも慣習国際法上企業責任の概念が確立していないと判示した。キオベル事件判決は、スーダン長老教会事件と矛盾し、先例を覆したのである。この点、キオベル事件判決は、スーダン長老教会事件は二次的責任が国際法上認められるかを判断したものであって、本件は行為帰属者の正体について判断するものであるから矛盾しないと説明してい

る。しかし、二次的責任の有無の問題は、そもそも被告が責任を負いうる主体であることが肯定されて検討開始される論点である。審議手続と理論的構成を考へるならば、キオベル事件判決が先例と矛盾しないとの言は詭弁にも見える。キオベル事件は、国際法上の起業責任に関する米国の立場を大きく変更させた事件と言えよう。

第二に、認定方法の問題がある。スーダン長老教会事件とキオベル事件の双方とも、企業責任に関わる慣習国際法の認定作業において、国際刑事法に大いに依存している点が特徴として見受けられる。確かに、国際人権法の現システムは義務主体として国家を中心として構築されており、通常、国家のみが直接的に人権義務を負わされている点や、国家を中心とするが故に人権実施政策上で自由裁量の余地が大きい点等から、企業の責任追及の面では国際人権法よりも国際刑事法に期待が集まっているのは事実である。しかし、国際刑事法は自然人たる個人の刑事責任を主眼としている点や、発展途上の分野である点からも、企業責任を語る上で限界があるのである。また、刑事責任と民事責任の違いを看過することが適切かも疑問がある。このように判決が国際刑事法に傾倒するあまりに、企業に関する他の分野の条約や国家実行並びに行動指針等の検討を十分に行つたか疑問が残るのである。例えば、キオベル事件で多数意見が引用したニュルンベルグ法廷の判決部分は、国家のみが国際法上責任を負いうるという議論を否定する文脈での説明であり、企業責任を否定する文脈で示されたものではないことを考へるならば、ニュルンベルグ裁判の判決を多数意見の根拠とすることは不適切とも考へられる。また、責任追及手段やシステムの欠如が企業責任概念の存在を否定するとは、理論的に当然の帰結とはみなされないであろう。多数意見とリーヴァル判事とで異なる結論に至つた理由は、慣習国際法の認定方法に原因があると思われる。多数意見が企業に責任を負わせた実行の欠如に大きく依拠していたのに対して、リーヴァル判事は企業の責任を否定した法や実行の欠如に依拠していたのである。この慣習国際法の認定方法の違いが、特に国際人権法の趣旨や目的からの推察が加わり、異なる結論をもたらしたのである。国際法では、ILO条約や国連の特別報告者 Ruggie の報告書等、企業の行動規

制を行う必要性は認識されつつも、企業により表明される自発的行動指針やグローバルコンバクトといったソフトウェアに依存しているのが現状である。さらなる国際法の発展が期待されているのである。

第三に、判決の影響について簡単に述べる。これまで企業責任については、国際法の発展が期待されつつ、現行のシステムとしては米国の外国人不法行為請求法の下での裁判システムが大いに注目されていたのである。米国の同システムを「国際民事裁判所」とまで評する説もあった。米国裁判所による域外管轄権の行使には批判もあれど、企業責任追及を担うシステムとして評価がある中、キオベル事件は企業責任の存在を否定したのである。今後キオベル事件が踏襲されるならば、外国人不法行為請求法に基づいて企業を被告とした多くの事件が管轄権なしとして排除され、米国の裁判所の負担も減少するのは確かであろう。このことにより、外国人不法行為請求法の管轄権の濫用とする悪評価や、他国の国内事情への干渉との批判も回避できるであろう。他方で、リーヴァル判事が警鐘を鳴らしているように、キオベル事件の多数意見に従うならば、被害者からの民事賠償請求に対して企業がある種の免除を獲得したに近い。キオベル事件で企業責任の概念が否定されたとはいえ、企業に所属する自然人を訴えることは妨げられないと解されるが、自然人の個人責任は追及可能としても、犯罪に組織的に関わった企業に責任を負わせることができないために、企業が国際法の適用を免れ、国際法違反の犯罪行為をビジネスとして経済活動を行うことが可能とされることに変わりはない。企業構成員の自然人に対して責任追及する道は残されているが、組織内部の詳細情報なしに責任を負う者を特定することは困難であろう。責任を負う者が特定でき、十分な証拠を集めて訴訟にこぎつけたとしても、国際法違反の人権侵害行為が企業活動として継続される可能性も否定できない。このようにキオベル事件の多数意見には批判もあるが、キオベル事件によって明確に企業が外国人不法行為請求法の対象となりにえないことが判示されたことは大いに注目されている。キオベル事件判決に後続の事件が従うか否かは不明であるが、外国での国際人権侵害について企業を米国内で訴えることが今後できなくなる可能性が高まったの

であり、大変な影響力があると考えられる。

(二〇一〇年一〇月脱稿)

△註▽

1 Alien Tort Statute, 28 U.S.C. § 1350. “The district courts shall have original jurisdiction of any civil action by an alien for a tort only, committed in violation of the law of nations or a treaty of the United States.” 外国人不法行為請求法については、ケント・アンダーソン「国際法違反の不法行為に対する米國連邦裁判所の管轄権——『外国人不法行為請求権法』を中心として」『国際法外交雑誌』一〇一巻一号(二〇〇二年五月)、森田章夫「外国人不法行為法の法的問題点——国際法上の観点からする分析」『ジュリスト』二九九号(二〇〇五年一〇月一五日)、参照。

2 外国人不法行為請求法に基づき法人が提訴された最初の事件は、*Doe v. Unocal Corp.*, 963 F. Supp. 880 (C.D. Cal. 1997), *aff'd in part and rev'd in part*, 395 F.3d 932 (9th Cir. 2002).

3 *Sosa v. Alvarez-Machain*, 124 S. Ct. 2739. ソーサ事件判決については、「外国人不法行為法を巡る議論——ソーサ事件判決」『法政論叢』四三巻一号、参照。

4 *Sosa*, 542 U.S. at 732 n.20

5 *Sosa*, 542 U.S. at 732

6 *Presbyterian Church of Sudan et al. v. Talisman Energy, Inc.*, 244 F. Supp. 2d 289 (S.D.N.Y. 2003).

7 *Presbyterian Church of Sudan v. Talisman Energy, Inc.*, 374 F. Supp. 2d 331. 以下の註では「ソーダン長老教会事件二〇〇五年判決」と略す。

8 *Sosa v. Alvarez-Machain*, 124 S. Ct. 2739.

9 *Flores v. Southern Peru Copper Corp.*, 406 F.3d 65. フローレス事件については、小沼史彦「Ulloa Flores v. S. Peru Copper Corp.」343 F.3d 140 (2d Cir. 2003)——生命に対する権利および健康に対する権利は、十分に明確な慣習国際法上の規則ではないとして、外国人不法行為請求法に基づく訴えの管轄権を否定した事例」成蹊大学法学政治学研究第三号(二〇〇六年三月)、参照。

10 ソーダン長老教会事件二〇〇五年判決 335.

11 ソーダン長老教会事件二〇〇五年判決 336.

12 ソーダン長老教会事件二〇〇五年判決 337.

- 13 スーダン長老教会事件二〇〇五年判決 337.
- 14 スーダン長老教会事件二〇〇五年判決 338.
- 15 スーダン長老教会事件二〇〇五年判決 339.
- 16 スーダン長老教会事件二〇〇五年判決 341.
- 17 先例として、例えど、*Doe I v. Unocal Corp.*, 395 F. 3d 932 (9th Cir. 2002), and 395 F. 3d 978 (9th Cir. 2003).
- 18 *Presbyterian Church of Sudan et al. v. Talisman Energy, Inc.*, 453 F. Supp. 2d 633 (2006).
- 19 *Presbyterian Church of Sudan et al. v. Talisman Energy, Inc.*, 582 F. 3d 244 (2nd Circuit, 2009).
- 20 *Ibid.*, 253.
- 21 *See Kibbel et al. v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 456 F. Supp. 2d 457, 464–65, 467 (S.D.N.Y. 2006).
- 22 *Kibbel et al. v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 2010 WL 3611392 (C.A.2 (N.Y.)) 二〇一〇年九月一七日の判決表明直後に本稿は判例検証を行っているため、Federal Reports では必ず Westlaw を参照した。
- 23 *See, e.g., Abdullahi v. Pfizer, Inc.*, 562 F.3d 163 (2d Cir. 2009), *cert. denied*, ——— S. Ct. ———, No. 09–34, 2010 WL 2571888 (June 29, 2010); *Flores*, 414 F.3d 233; *Wiva v. Royal Dutch Petroleum Co.*, 226 F.3d 88 (2d Cir. 2000).
- 24 *Kiulmani v. Barclay National Bank Ltd.*, 504 F. 3d at 260.
- 25 *See*, Anthony Bernard “Holding Corporations Liable in the United States for Aiding and Abetting Human Rights Violations Abroad: A Statutory Solution” *George Washington Law Review* Vol. 78 (April 2010).